

○松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱

平成15年3月31日

告示第122号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における商業の振興を図るため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む場合の店舗賃借料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 前の入居者が退去した後又は物件が完成した後3か月を経過しても入居者の決まらない店舗施設

イ 建物の1階に位置する店舗施設。ただし、中心市街地においては、建物の1階又は2階に位置する店舗施設

ウ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗施設

エ 当該店舗施設の賃貸人が、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)の2親等以内の親族又は生計を一にする者でない店舗施設

オ 当該店舗施設の賃貸人が、補助対象者の役員又は従業員でない店舗施設(補助対象者が法人の場合に限る。)

カ 契約書等で転賃が認められている店舗施設(転賃がされている場合に限る。)

キ 事業に係る部分と居住に係る部分とが明確に分けられる店舗施設

(2) 事業者 空き店舗を活用して事業を開始する予定の者

(3) 商店街 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域内に位置し、おおむね10軒以上の商店が近接して形成している商店街をいう。

(4) 中心市街地 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定により作成された松本市立地適正化計画(平成29年3月作成)に定められた都市機能誘導区域の都市中心拠点(中心市街地)の範囲内とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、事業者のうち次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 松本商工会議所又は松本市波田商工会の経営指導を修了していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 営業に必要な許可等を取得（見込みを含む。）していること。
- (4) 1年以上継続して営業することが見込まれること。
- (5) 市内に店舗を有していないこと（市内に店舗を有している場合は、空き店舗を活用後も当該店舗において継続して事業を営むこと）。
- (6) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに規定する事業の形態及び規模に該当すること。
- (7) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営んでいること。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助額及び補助期間は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額	補助期間
事業者が、空き店舗（事業所併用住宅にあっては、事業に係る部分に限る。）を賃借して出店する場合の賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、共益費、駐車場料等を除く。	1／10以内（限度額 月額4万円）。ただし、中心市街地内の空き店舗で松本商工会議所が中心市街地活性化に寄与する事業と承認した場合は、2／10以内（限度額 月額8万円）	12月を限度とする。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始前までに松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に申請するものとする。ただし、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（法人の場合は代表者のもの）
- (2) 会社の定款の写し（法人の場合）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
- (5) 店舗の賃貸借契約書の写し
- (6) 創業計画書又は事業計画書
- (7) 履歴書（新設法人は代表者のもの、既設法人は法人概要が分かるもの）
- (8) 3か月空き店舗だったことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 前条の規定による申請があった場合は、市長は、その内容の審査及び現地調査その他の必要な調査を行い、松本商工会議所又は松本市波田商工会への意見聴取を経た後に、補助金交付の可否を決定するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、第5条の書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく松本市商店街空き店舗活用事業変更・中止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(補助金の請求)

第8条 決定者が補助金の請求をしようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第9条 決定者は、毎年度3月末日までに規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に提出するものとする。

(1) 店舗賃借料領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

(重複助成の排除)

第10条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日告示第39号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第127号)

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日告示第146号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものにつ

いては、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月9日告示第399号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第109号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第143号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年3月31日から施行し、この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年3月30日告示第109号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月29日告示第20号）

（施行期日）

- 1 この告示中第3条第1号及び第6条の改正は令和6年2月1日から、第5条の改正並びに様式第1号及び様式第2号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6条の規定は、令和6年2月1日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第5条関係)

松本市商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 住所
(法人名)
氏名

松本市商店街空き店舗活用事業補助金_____円を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 店舗の所在地	松本市		
2 店名(屋号)等	(TEL _____)		
3 開店(予定)年月日	年 月 日		
4 業種と事業内容			
5 賃貸契約の内容	賃貸人	住所	
		氏名	
	賃借料 月額		円(税込)
6 補助対象期間	年 月支払分 ～ 年 月支払分		

※ 補助対象期間は、賃借料を実際に支払う月を記入してください。

【税情報の閲覧に関する同意欄】	
当該補助金の交付申請に当たり、個人又は法人に関する税情報を閲覧することに同意します。	
申請者	氏名(代表者名) _____
	法人名 _____ 印(法人のみ)
※法人の場合は、法務局登録印を押印してください。	

様式第2号(第7条関係)

松本市商店街空き店舗活用事業変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 住所

(法人名)

氏名

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった松本市商店街
空き店舗活用事業を、下記のとおり変更・中止したいので、承認してください。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）